

国際教養大学情報ネットワークシステム利用規程

平成 22 年 11 月 10 日
理 事 長 決 定
規 程 第 8 2 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、国際教養大学（以下「本学」という。）における情報ネットワークシステムの利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規程において「情報ネットワークシステム」（以下「本システム」という）とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 本学に敷設されたコンピューターネットワーク設備及びこれに接続するコンピューター設備
- (2) 前号に掲げる設備上において動作するコンピュータソフトウェア及びこれにより提供するサービス

(運用と管理)

第 3 条 本システムの運用及び管理は、事務局長が指定する管理者（以下「管理者」という。）が行う。

(利用の目的)

第 4 条 本システムは、本学における学術研究、教育及び本学の管理・運営並びに学生・教職員の福利厚生に資するために利用することができる。

(利用資格)

第 5 条 本システムを利用することができる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 本学の教職員で次に掲げる者
 - a 教授、准教授、助教、講師及び助手
 - b 客員教授及び客員准教授
 - c 特任教授及び特任准教授
 - d 非常勤講師
 - e 職員（嘱託職員等を含む。）
- (2) 本学の学生で次に掲げる者
 - a 学部生
 - b 研究生
 - c 特別科目等履修生
 - d 科目等履修生
 - e 聴講生
 - f 特別聴講学生
 - g 外国人留学生
 - h 大学院生
- (3) その他管理者が適当と認めた者

2 本システムを利用しようとする者は、ユーザ ID およびパスワードの交付を受ける

ことができる。ただし、前項に定める資格を有する者が、当該資格取得時にユーザ ID 及びパスワードの交付を受ける場合においては、その時点で申請があったものとみなす。

(ユーザ ID 及びパスワード)

第6条 ユーザ ID 及びパスワードの管理・使用は利用者の責任とし、使用上の過誤または第三者による不正使用等について、管理者は一切その責を負わないものとする。

- 2 利用者は、パスワードを自ら変更することができる。
- 3 利用者は、同一利用資格内において複数のユーザ ID の交付を受けることはできない。
- 4 前項の規定にかかわらず、授業運営上または業務上必要な場合は、別途ユーザ ID の交付を受けることができる。
- 5 前項の規定により交付されたユーザ ID が不要となった場合は、直ちに管理者に返却しなければならない。

(遵守事項)

第7条 本システムの利用者は、別に定める国際教養大学ネットワーク利用ガイドラインを遵守しなければならない。

- 2 利用者は、本システムの利用及びその結果につき自ら一切の責任を負うものとし、本システムの利用に関連し、他の利用者または第三者に対して損害を与えたものとして、当該利用者または第三者から何らの請求がなされまたは訴訟が提起された場合、当該利用者は、自らの費用と責任において当該請求または訴訟を解決するものとし、本学並びに管理者を一切免責するものとする。

(システムの利用停止)

第8条 管理者は、本システム用設備の保守上または工事上やむを得ない場合には、何らの責任も負うことなく、本システムの利用を停止できるものとする。

- 2 管理者は、前項の規定により本システムの利用を停止するときは、あらかじめその旨を利用者に通知する。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではない。

(利用者に対する利用停止)

第9条 管理者は、利用者が次のいずれかに該当する場合には、何らの責任も負うことなく、当該利用者による本システムの利用の停止、IT Lab.の利用を禁止することができるものとする。

- (1) 第6条の規定に違反した場合
- (2) 前号の他この規程上の義務を現に怠りまたは怠るおそれがある場合
- (3) 適正利用のための指導に従わない場合

- 2 管理者は、前項の規定により本システムの停止、IT Lab.の利用を禁止するときは、あらかじめその理由、利用停止・禁止する日及び期間または停止・禁止を解除する条件を利用者に通知する。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではない。

(情報の自己管理)

第10条 利用者は、本システムを使用して受信しまたは送信する情報については、本システム用設備の故障による消失を防止するための措置（バックアップ等）をとるものとする。また、利用者は、やむを得ない事由により本システム用設備が故障した場合、利用者の情報が消失することがあることをあらかじめ了承するものとする。

(他ネット接続)

第11条 本システムの取扱いに関しては、外国の法令、国内外の電気通信事業者等が定める契約約款等により制限されることがある。

2 利用者が国内外の他のネットワークを経由して通信を行う場合、利用者は、経由するすべての国の法令等、通信業者の約款等及びすべてのネットワークの規則に従うものとする。

(本システムの変更、追加または廃止)

第12条 管理者は、本システムの全部もしくは一部を変更、追加または廃止することができるものとする。この場合、管理者は一定の予告期間をもって利用者に通知するものとする。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではない。

2 管理者は、前項による本システムの全部もしくは一部の変更、追加または廃止につき、何ら責任を負うものではない。

(管理者の免責)

第13条 天災、事変その他の不可抗力により本システムを提供できないことに対し、管理者は一切その責を負わないものとする。

2 管理者は、利用者が本システムを利用することにより得た情報等(コンピュータプログラムを含む。)について、その完全性、正確性、有用性その他何ら保証しないものとする。当該情報等のうち、管理者以外の第三者による提供に係るものに起因して生じた損害等について、管理者は何らの責任も負わないものとする。

(管理者の維持責任)

第14条 管理者は、管理者の設置した本システム用設備または本システム用通信回線に障害が生じ、または本システム用設備が滅失したことを知ったときは、速やかにその本システム用設備を修理し、または復旧するものとする。ただし、復旧に関しては一定の時間を保証するものではなく、その間における損害等について、管理者は何らの責任も負わないものとする。

2 利用者は、利用者の責によらぬ理由で本システムの利用に支障が生じていると考えるに足る状況に置かれたときには、その旨を管理者に通知するものとする。

(利用者情報の消去)

第15条 管理者は、本システム用設備のディスク容量に余裕がなくなるおそれがあるときは、そのディスクに蓄積されている利用者の情報を消去できるものとする。

(利用者への通知)

第16条 管理者は、電子メールによる送信、Webコンテンツへの掲載その他管理者が適当であると判断する方法により、利用者に随時必要な事項を通知するものとする。

2 管理者から利用者への通知は、前項に基づきその内容が本システム用設備に入力された日に効力を生じるものとする。

(秘密保持および個人情報の保護)

第17条 管理者は、本システムの提供に関連して知り得た利用者の個人の情報(以下「個人情報」という。)を、次の各号の場合を除き、本人以外の第三者に開示または漏洩しないように努め、かつ、本システムのサービス提供のために必要な範囲を超えて利用しないものとする。

(1) 個人情報を適切に管理するように契約等により義務づけた業務委託先に対し、

本システムのサービス提供のために必要な業務を委託する目的で個人情報を提供する場合

(2) 本システムのサービス向上等の目的で個人情報を集計および分析等を実施する場合

(3) 前号の集計および分析等により得られたものを、個人を識別または特定できない状態にて提携先等第三者に開示または提供する場合

(4) 個人情報の利用に関する同意を求める目的で、利用者等に電子メール等を送付する場合

(5) その他任意に利用者等の同意を得たうえで個人情報を開示または利用する場合

(6) 裁判所の発する令状その他裁判所の判断に従い開示する場合

(コンピュータ設備等の接続)

第18条 利用者は、許可を受けた場合に限り、本システムに個人が所有するコンピュータ等を接続することができる。

2 ネットワークへ接続する際は、別に定める個人所有コンピュータ接続ガイドラインを遵守しなければならない。

(他システムの規約)

第19条 本規程に定められていない他のシステム及びサービスの利用に関する規程については、別途定める。

(準拠法)

第20条 本システムの運用については、すべて日本国の法令が適用されるものとする。

附 則

この規程は、平成22年11月10日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年7月21日から施行する。